

連番	質問	回答
1	保育所等を賃貸物件で運営する場合、開所後の賃料を補助する制度はあるのか。	保育所や小規模保育事業所を賃貸物件で運営する場合は、こども家庭庁が示す「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（こども家庭庁告示第15号）（施行日：令和5年12月6日）別表第2 保育所（保育認定）、別表第3 小規模保育事業（A型）（保育認定）において、賃借料加算について記載がありますので、ご参考ください。 ※鹿児島市は、その他地域－d地域に該当
2	鹿児島市保育所等設置支援補助金について、中古物件を購入し内装を改修（備品購入も含む）する場合も補助対象となるのか。	「鹿児島市保育所等設置支援補助金交付要綱」にありますとおり、小規模保育事業（A型）を整備する場合は、自己所有物件又は賃貸物件は補助の対象となり、保育所を整備する場合は、賃貸物件のみが補助の対象となります。
3	「令和5年度 認可保育所等の設置・運営事業者募集に関する申込書」の提出書類一覧表にある、様式1-2「地域周辺住民への説明等について（報告）」は、事業者の決定前に地域住民等への説明が必要なのか。	「募集要領－4. 応募条件（4）地域等の理解について」にありますとおり、保育所等の整備及び運営を円滑に進めるためには、地域住民等の理解と協力が必要になることから、応募前に必ず応募者自らで直接整備計画の説明を行い、地域住民等の理解と同意を得るよう努めてください。
4	事前確認では申込書と同等の書類を持参するのか？	「募集要領－応募の手続き・問い合わせ等（4）申込書の事前確認」にありますとおり、事前確認では申込内容を確認するため、申込書等は全てご持参いただき、計画内容を整理されてからお越しいただきようお願いしており、可能な限り、同等の書類をご持参いただきたいと考えております。 なお、事前確認の時点で、やむを得ず不足する書類につきましては、申込までに適切にご準備いただくようお願いいたします。

連番	質問	回答
5	令和7年開所の保育所の施設設備について、園舎と園庭の敷地は、別々の離れた場所に確保しても認められるのか。また、園舎の近くの公園等を、保育所の園庭の代替地として認められるのか。	園庭については、「募集要領－別添2.設備及び運営に関する基準（保育所）2.施設設備（4）屋外遊技場」にありますとおり、保育所の屋外遊技場については、同一の敷地内に確保し、施設の占有とすることを条件としております。 なお、小規模保育事業A型の屋外遊技場については、敷地内での確保が困難な場合において、一定の基準を満たす場合は、代替地を屋外遊技場としてみなすことができます。
6	令和7年開所の保育所の募集定員について、吉野区域の募集定員は“2号30人”と記載されており、“3号0人”となっているが、定員の設定は満2歳児～5歳児のみでいいのか（0、1歳児も定員設定に入れ込んだ方がいいのか）	募集定員については、「募集要領－2.募集の概要（5）募集区域」にありますとおり、「3号（0歳）」の募集定員を「0」としておりますが、他の年齢児の定員設定を踏まえ、適切に設定する必要があります。なお、定員設定は、希望者が必ず進級できるように設定してください。
7	送迎用の駐車場は、園と離れていいのか。どの程度離れていてもいいのか。設定する利用定員に対して、何台くらい駐車場が必要なのか。	送迎用駐車場の位置について決まりはありませんが、保護者及び園児の安全確保の面から園舎に併設されていることが望ましいところです。併設が難しいときは、保護者が園まで安全に送迎できる範囲内で確保してください。また、送迎用駐車場の台数につきましても決まりはありませんが、園児数や送迎時の交通状況を考慮し、必要な数の確保に努めてください。

※このQ & Aは随時更新します。